

2022年6月22日改定

定 款

株式会社 岩手銀行

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当銀行は、株式会社岩手銀行と称し、英文では The Bank of Iwate, Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
- (2) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
- (4) 信託業務
- (5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
- (6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第3条 当銀行は、本店を岩手県盛岡市に置く。

(機 関)

第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当銀行の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、盛岡市において発行する岩手日報および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当銀行の発行可能株式総数は、4, 945万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当銀行の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当銀行の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当銀行の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役頭取に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、議長ならびに出席取締役が記名捺印するものとする。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第20条 当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。

2. 当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づく補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役2名以内を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役頭取各1名、専務取締役2名以内、常務取締役5名以内を定めることができる。

(取締役会)

第24条 取締役会の組織ならびに運営については、法令または本定款に別段の定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当銀行は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第28条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めのあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第34条 当銀行は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うものとする。

(中間配当金)

第35条 当銀行は取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第36条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当銀行はその支払いの義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。